

小作争議調査表

No. 115

(月報書號第一二〇號)

過	經	事項	原因	地主關係	關係人員	場所	發生	種類面積	關係團體
				小作人	小作人	終熄			
		土地返還要求	十作人田五及九畝を十作し得るより長し昭和九年五月十作田中一及一畝を昭和十年度より地主に移す十作す旨を面会を難し若し移すに及ばざれば十作田三及半を引上げ今又一及一畝を引上げは於ては地主に力習成を要すとの事なりと六月二十日該十作田植付を行はんとす。	十	地主 井口徳助 小作人 江崎外八	三陽郡川口村大字紅松屋			
									之月平五日十作人が地主會の應答を利く植付を敢行し地主も其内容を説明便は十作人會部へ解決請求を申し両者の感情を激化し不協定状態にありしを以て村長に之を處り六月十五日両者の解決調停に努めたる結果在該月廿日解決す。

(昭和十年六月分)

財團 協調會 福岡出張所

備考	結果
	一 十作地は十作人が移す坪あり九千七畝五厘先買手あり 二 賣買は向平の登記手續は未だ六月三十日の限りとし十作人に移す今日迄土地不詳 三 去年に於ては地主に力習成を要すとの事なりと六月二十日該十作田植付を行はんとす。